

兵庫県保険医協会尼崎支部 職員接遇研修会

“感じのよい” 患者接遇の基本

～クレーム対応も含めて～

医療機関では、窓口の対応ひとつで患者さんに与える印象が大きく左右されます。職員のみなさんの接遇の向上は、医療機関への信頼を高めることにつながります。

尼崎支部では、新人職員だけでなく、ベテランの方も含めた職員教育の一環として接遇研修会を毎年開催し、好評をいただいています。今回は、講師に松田幸子先生をお招きして、電話やクレームへの対応など現場で役立つ接遇のポイントをお話いただきます。

改めて日頃の仕事を再見する機会として、ぜひご参加下さい。

日時 6月11日(土) 14時30分～16時30分

会場 尼崎中小企業センター 501号室

TEL: 06-6488-0900 (阪神尼崎駅徒歩3分)

講師 マネージメント・コンサルタント 松田 幸子 先生

参加費 1,000円 / 一人

定員 60人 (定員になり次第締め切らせていただきます)



お問い合わせは協会事務局 荒川・湯浅・長澤・石本
TEL078-393-1817 まで

(切り取らずにFAXしてください)

【 参加申込 】 FAX : 078-393-1802

尼崎支部職員接遇研修会(6/11)

お名前	職種	経験年数
		年 月
		年 月
		年 月
		年 月
		年 月

地区 () 医療機関名 ()
TEL: ()

兵庫県保険医協会

尼崎支部ニュース

376号

2016年4月25日付

〒660-0055 尼崎市稲葉元町2-11-10 八木クリニック
兵庫県保険医協会尼崎支部 TEL06-6417-6600 FAX06-6417-6011

アスベスト被害救済へ 粘り強く運動を

一尼崎アスベストの会 第11回総会を開催一



労災型裁判の勝利をめざし、皆でシュプレヒコール

協会尼崎支部も参加する「アスベスト被害からいのちと健康を守る尼崎の会」(会長・船越正信尼崎医療生協理事長)は4月2日、尼崎市内で第11回総会を開き72人が参加した。会長に船越先生、代表委員に八木秀満協会尼崎支部長が再任され、森岡芳雄協会環境・公害対策部長のメッセージが紹介された。

あいさつに立った船越会長は、「尼崎アスベスト訴訟は、公害型では工場周辺住民への被害について全国で初めて加害企業の責任を認めさせた。労災型は、5月26日に判決を迎える大阪高裁で勝利したい。アスベスト被害は今後も続くことが予想される。全国各地と連帯して、粘り強い運動を続けていこう」と述べた。

(2面につづく)

(1面のつづき)

総会では、この間の運動の成果として、尼崎市や横浜市など全国6自治体が連名で環境省に対して「恒久的な健康管理システム」の創設を求めるよう要望したことや、尼崎市が大阪大学と協力して疫学調査をすすめていることが報告された。また、今後も被害者に寄り添い、国と加害企業の責任を問い完全救済をめざす方針を確認した。

総会に先立ち行われた学習会では、弁護団の和田信也・菊田大介両弁護士が「尼崎アスベスト訴訟 到達点と今後の展望・課題」について講演した。

「ストップ患者負担増」署名にご協力ください

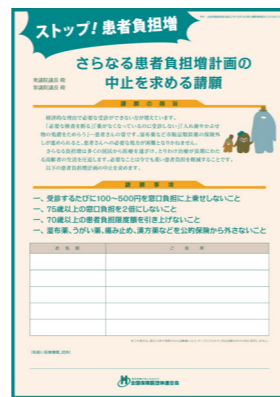
受付・待合室に署名用紙を設置し、患者さんに呼びかけてください

“保険で良い医療をひろげましょう”

協会では患者負担増計画を許さないために、「さらなる患者負担増計画の中止を求める請願」署名運動に取り組んでいます。

会員の先生方におかれましては、受付・待合室に署名用紙を設置のうえ、患者さんおよびそのご家族にも幅広く協力を呼びかけてください。まずはご自身・ご家族・職員の方々の署名を協会までご返送いただきますようお願いいたします。

用紙追加をご希望の場合は、協会事務局までご連絡ください。



支部会員の先生方へ

未入会のお知り合いの先生、
ご子弟に入会を是非おすすめください

保険医協会は県下で7,200人以上の医師・歯科医師が入会し、開業医が安心して診療に打ち込めるよう支えあう、開業医自身がつくる団体です。医学の進歩と医療技術の向上、変化する医療制度への対応、怪我や病気など万が一の時の備えなど、開業医の診療、経営、生活を全面的にサポートします。勤務医の先生も県下で1,500人を超える先生方にご利用いただいております。

協会未入会のお知り合いの先生、ご子弟に是非、入会をおすすめください。



「サポート力」
いちばん身近に
いちばん親身に

尼崎アスベスト(労災型)裁判 控訴審判決公判! 大阪高裁に集まろう!

5月26日(木) 12時30~

集合場所 **大阪高等裁判所 南の広場** (大阪高裁の真南)

山本隆彦さん、藤原信之さんの遺族が、加害企業・クボタとアスベストの規制を怠った国の責任認めるように訴えた大阪高裁での裁判は、2月15日に結審しました。

この労災型アスベスト訴訟控訴の結審で、原告弁護団は、労働者の生命よりも産業活動を優先させた神戸地裁判決を厳しく批判し、1月22日の大阪建設アスベスト訴訟大阪地裁判決、同22日の京都建設アスベスト訴訟京都地裁判決が、双方とも国の責任を認めていることにふれ、「加害企業が利益追求のために安全策をとらず、そのしわ寄せが労働者の命に及んだこと、国の不作為が被害を拡大させた事実を真摯に受け止め、経済活動を優先させるのか、人命・健康を優先させるのかという価値判断を伴う重要な事件であることを認識の上、公正な判断を」と訴えました。

いよいよ大阪高裁で5月26日午後1時20分に判決が言い渡されます。

上記の日程で判決前集会、判決後の報告集会は午後1時30分頃から、大阪市立中央公会堂(中之島公会堂)で開催します。

労災型の尼崎アスベスト訴訟判決を、これまでの運動の総仕上げと位置づけ、大法廷を埋めつくしましょう。多くのみなさんの参加をお願いします。



集合場所・大阪高裁南側広場

判決後の報告集会は、大阪市中央公会堂・小集会室です。

アスベスト被害からいのちと健康を守る尼崎の会

連絡先・尼崎市長洲中通2丁目1-3 電話・FAX 共通 06-6489-2600
ホームページ <http://www.asbestos-ama.net/> メール asubesutoama05@bca.bai.ne.jp

アスベスト健康被害に関するご相談は、お気軽にお寄せください